

次期「かわさき教育プラン」の検討状況について

<目次>

1	次期かわさき教育プランの構成及び計画期間	p.1
2	プランの基本理念及び基本目標	p.2
3	プランの基本政策	
	Ⅰ 人としての在り方生き方の軸をつくる	p.3
	Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす	p.4
	Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する	p.5
	Ⅳ 良好な教育環境を整備する	p.6
	Ⅴ 学校の教育力を強化する	p.7
	Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める	p.8
	Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり	p.9
	Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり	p.10
4	策定スケジュール	p.11

<本資料について>

- 本資料は、平成 27 年 3 月に策定予定の次期「かわさき教育プラン」の現時点での検討状況をまとめたものです。
- 策定過程の早い段階で意見を聴き取り、意見を参考にしたプランづくりを進める趣旨で検討状況をまとめました。
- この資料にある内容は、次期プラン策定に向けた現段階での考え方をまとめたもので、今後の意見聴き取り及び検討の結果、変わることがあります。

平成 26 年 8 月 25 日

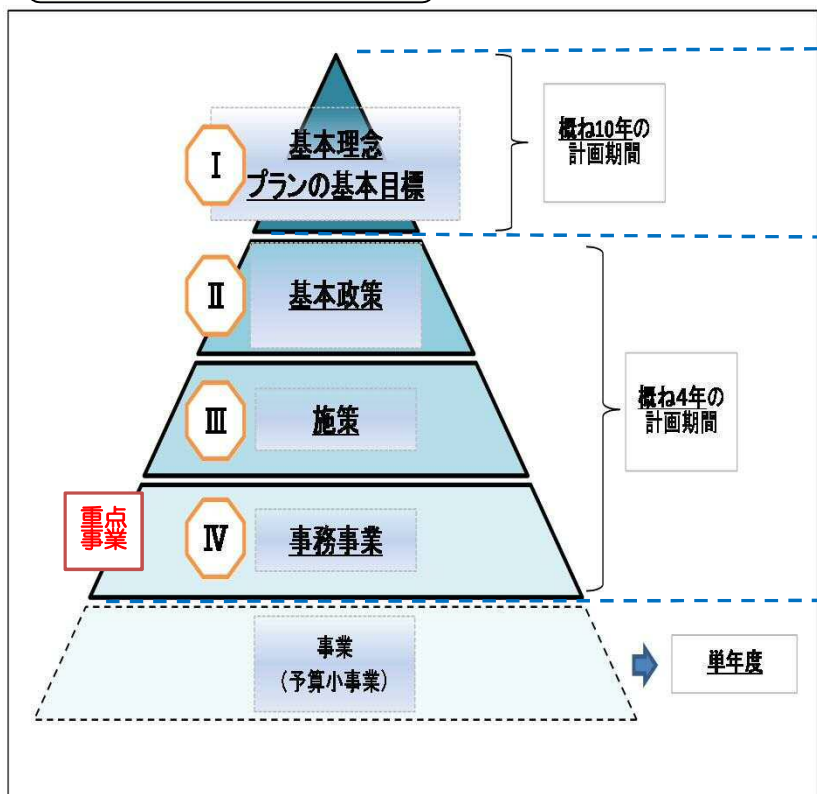
川崎市教育委員会

1 次期かわさき教育プランの構成及び計画期間

1 位置づけ

- 位置づけ
教育の振興を総合的かつ体系的に推進し、今後目指すべき基本理念や目標などを実現するための計画として、教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置づける
- 対象期間
平成27年度から概ね10年間
- 対象分野
教育委員会が所管する市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育

2 政策体系



3 「重点事業」について

- 「施策」に位置づけられた事業のうち、実施計画期間内で特に重点的に取り組むもの。

4 計画期間

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
I 基本理念・プランの基本目標	概ね 10年														
II 基本政策	概ね 4年	3期	3期延長	第1期実施計画			第2期実施計画			第3期実施計画					
III 施策															
IV 事務事業															
事業	1年														

基本理念 (社会、市民、子どものあるべき姿を踏まえた、教育プランの最も基本的な考え方)

「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」

プランの基本目標 (教育の振興によって今後10年間で実現をめざすこと)

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

<第1期実施計画> ※概ね4年ごとに見直し(1期はH27~H29)

8の基本政策・18の施策 (プランの基本目標の実現に向けて、実施計画期間内に実行する施策)

9の重点事業 (施策に位置づけられた事業のうち、特に重点的に取り組むもの)

I 人としての在り方生き方の軸をつくる

- 「キャリア在り方生き方教育」の推進

重点事業 ①「キャリア在り方生き方教育」全校実施 (H28)

II 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

- 確かな学力の育成
- 豊かな心の育成
- 健やかな心身の育成
- 教育の情報化の推進
- 特色ある高等学校教育の推進

重点事業 ②総合的な学力向上策の実施
③中学校給食の早期実施 (H28)

III 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

- 支援教育の推進

重点事業 ④「児童支援コーディネーター」の専任化

IV 良好な教育環境を整備する

- 学校安全の推進
- 安全安心で快適な教育環境の整備
- 児童生徒増加への対応

重点事業 ⑤学校施設長期保全計画の推進

V 学校の教育力を強化する

- 学校運営の自主性、自立性の向上
- 教職員の資質向上

重点事業 ⑥県費負担教職員の移管後の新たな学校運営体制の構築

VI 家庭・地域の教育力を高める

- 家庭教育支援の充実
- 地域における教育活動の推進

重点事業 ⑦地域全体で子どもを育む「地域の寺子屋」の開講

VII いきいきと学び、活動するための環境づくり

- 自ら学び、活動するための支援の充実
- 生涯学習環境の整備

重点事業 ⑧地域の生涯学習の担い手を育てる仕組の構築

VIII 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

- 文化財の保護・活用の推進
- 博物館の魅力向上

重点事業 ⑨橋樹郡衙跡等の国史跡指定に向けた取組

1 今後教育が果たすべき役割及びプランの「基本理念」

社会が激しく変化するこの時代において、10年先を見据えると、少子高齢・人口減少社会、グローバル化・情報化の進展、防災対策、社会の活力の低下への対応など、多くの課題が存在します。

また、平成26年に市制90周年を迎えた本市は、利便性の高い生活環境、将来性のある産業の振興、市民との協働による文化芸術やスポーツのまちづくりなど、その強みを活かしながら、さらなる発展へ、新しい歩みを始めています。

このような状況の中、10年先の社会を見据え、願うのは、どのような社会状況においても、夢や希望を抱き、自ら考え、行動し、社会の変化に対応しながら、いきいきと躍動する市民の姿です。

「教育が人・社会の発展の礎を築く」

私たちは新しい10年を見据えて、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていくため、新たな「かわさき教育プラン」の基本理念を次のとおり定め、新しい時代に向けた教育施策を推進してまいります。

<新しいプランの「基本理念」>

今後教育が果たすべき役割を考慮し、また未来への普遍的な願いを込め、新しい教育プランの最も基本的な考え方となる「基本理念」を次のとおり定めます。

夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

2 新しいプランの「基本目標」

自主・自立

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

変化が激しい社会においても、誰もが夢や希望を抱き、充実した人生を送るため、また社会を持続的に発展させていくためには、「社会の変化に適切に対応し、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが確実に身に付けること」、そして「自立した個人が互いの強みを生かしながら、協働して生きがいのある社会を自分たちで作りだしていく意識を持つこと」が大切です。

「人・社会の発展」を実現していくため、今後10年間を通して教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、教育プランの「基本目標」として上記のように定めます。

3 プランの基本政策

基本政策Ⅰ 人としての在り方生き方の軸をつくる

日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践がすべての学校で求められています。本市ではこれを「キャリア在り方生き方教育」として、新しい教育プランにおける学校教育の重点施策として位置づけ、子どもたちの自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を小学校段階から系統的・計画的に育てていきます。

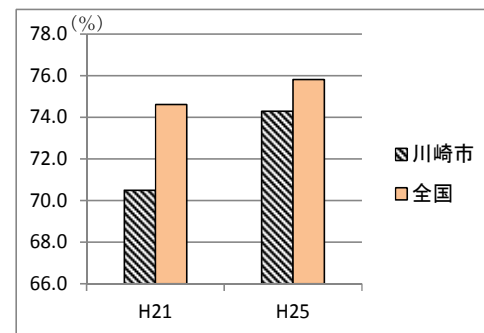
■現状と課題

グローバル化や少子高齢化など急激に変化している社会の中で、産業構造や就労形態などの大きな変化に十分に対応できず、学校から社会への移行が円滑に行われていない子どもたちの実態が指摘されています。その背景には、例えば、コミュニケーション能力の不足、自己肯定感の低下、他者意識や他者への配慮の不足、規範意識の低下、また学習と将来との関係が見出せずに学習意欲が低下していることなど、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しています。

このことから、子どもたち一人ひとりが「生きる力」を十分に身に付け、しっかりとした勤労観、職業観を形成しつつ、将来直面するであろう様々な課題に柔軟かつたくましく対応できる力を育てることが重要な課題となっています。そのような能力や態度をしっかりと子どもたちに身に付け社会に送り出すことは、学校教育の責務であると言えます。

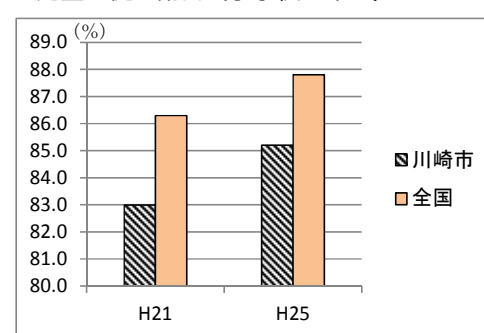
調査結果にあるように、本市の子どもは、「自尊意識」や「将来に関する意識」は改善傾向にあるものの、全国と比べると低い状況が続いています。子どもたちのキャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促すために、これまで取り組んできた本市の学校教育を「キャリア在り方生き方教育」の視点から幅広く見直し、子どもの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育てる教育が求められています。

■「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童の割合（小学校6年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合（小学校6年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■政策目標

「キャリア在り方生き方教育」がすべての学校で計画的に推進され、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てていきます。

【成果指標】 ※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①「自分にはよいところがあると思う、どちらかといえばあると思う」と回答した児童生徒の割合

現状値（小学校6年生）H25 74.3%

現状値（中学校3年生）H25 65.0%

②「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合

現状値（小学校6年生）H25 85.2%

現状値（中学校3年生）H25 71.1%

③キャリア在り方生き方教育全体計画作成校数

現状値 なし

※キャリア在り方生き方教育は、H27から推進協力校にて実施、H28から全校実施予定

■取組内容(施策)

1 キャリア在り方生き方教育の推進

将来の社会的自立の基盤となる能力・態度を育てるため、子どもたちの社会的自立や共生・協働の精神を培う視点から教育の在り方を幅広く見直し、小学校から高校までを通じた系統的・計画的な教育を実践していきます。

基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす

義務教育9年間の教育課程の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けなくてはならないものです。また、学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習の基礎となる力でもありません。一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育てることを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てていきます。

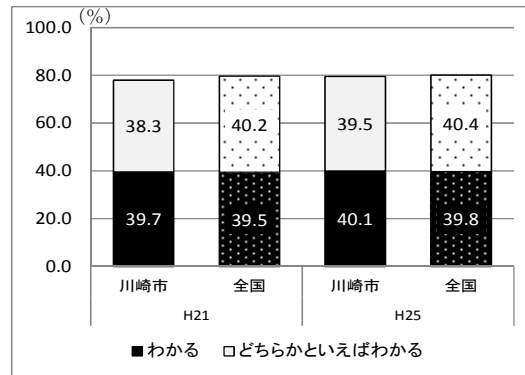
■現状と課題

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の状況は、全国とほぼ同程度、もしくはやや良好な結果となっていますが、「授業の理解度」として、「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合が約8割に止まっていることから、今後も分かりやすい授業づくりを進めていくことが求められています。また、「学習意欲」として、「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合は増加傾向にあるものの、本市では45%にも満たないことから、子どもたちの学習意欲の向上が求められています。学校のみならず、一人ひとりの学力の状況を家庭と共有し、連携・協力した取組を進めることにより、「確かな学力」を育成していく必要があります。

道徳教育については、社会全体のつながりが薄れ、異なる文化や価値観等を持った人々との交流の減少などを背景として、規範意識や社会性などの育成に課題が残っています。また、学校図書館の充実に向けて、学校図書館コーディネーターや学校図書館ボランティアの活用手法を含めた検討を進める必要があります。「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」児童の割合を全国と比較すると、本市ではその傾向が低いことは顕著であり、今後も「豊かな心」を育てる取組を継続していく必要があります。

その他、グローバル化、情報化などの社会の変化に対応するために、英語教育の推進や教育の情報化の推進などを進めるとともに、運動する子どもとしない子どもの二極化傾向や全体的な体力低下などの課題に対応するための方策、中学校完全給食の全校実施に向けた取組などを推進していくことが求められています。

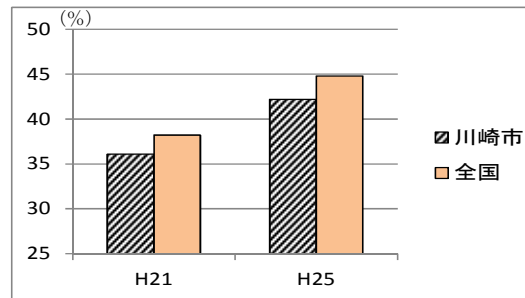
■「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合（小学校6年生）



※国語、算数の平均値

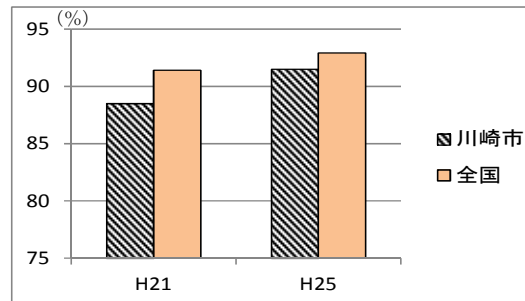
資料：全国学力・学習状況調査

■「家で、自分で計画を立てて勉強している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合（中学校3年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童の割合（小学校6年生）



資料：全国学力・学習状況調査

■政策目標

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

【成果指標】※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童生徒の割合

※国語・算数（数学）の平均値

現状値（小学校6年生）H25 79.6%

現状値（中学校3年生）H25 71.3%

②「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う、どちらかといえば思う」と回答した児童生徒の割合

現状値（小学校6年生）H25 91.5%

現状値（中学校3年生）H25 92.8%

③体力テストの結果（神奈川県内の平均値〈体力合計点〉を100とした際の本市の割合）

現状値（小学校5年生男子）H25 99.4%

現状値（小学校5年生女子）H25 99.7%

現状値（中学校2年生男子）H25 91.7%

現状値（中学校2年生女子）H25 93.4%

■取組内容(施策)

1 確かな学力の育成

個に応じたきめ細やかな指導方法や指導体制の充実、教員の授業力向上、学力の状況の的確な把握と数値目標による改善など、総合的な学力向上策を推進します。また、グローバル化がさらに進展する中、積極的に外国人と英語でコミュニケーションする児童生徒を育成するため、英語教育の充実を図ります。

2 豊かな心の育成

他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などを育てるため、道徳教育や読書活動、音楽活動などの充実を図ります。

全ての教育活動の基盤となる「人権尊重教育」を推進するため、講師派遣による学習の実施や多文化共生教育の充実、教職員に対する研修内容の充実などに取り組みます。

3 健やかな心身の育成

生涯を通じて健康で活力ある生活を送る基礎を培うため、子どもの体力向上のための方策を進めるとともに、中学校完全給食の全校実施に向けた取組を推進し、学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。

4 教育の情報化の推進

社会で最低限必要な情報活用能力を身に付けさせるための取組やICTを活用した分かりやすく深まる授業を推進するとともに、「学習・情報センター」としての学校図書館の充実など「生きる力」を育てるための学習環境の整備を推進します。

5 特色ある高等学校教育の推進

中高一貫教育校の特色を活かした教育の取組を一層推進するとともに、「市立高等学校改革推進計画」に基づく定時制課程再編、商業高校全日制普通科設置を進めます。

基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する

障害のある子どもや大人を取り巻く環境は「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の制定等により、大きく変わろうとしています。本市においては特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が増加しており、通常の学級においても、発達障害の他、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。そのような状況の中、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を実施していきます。

■現状と課題

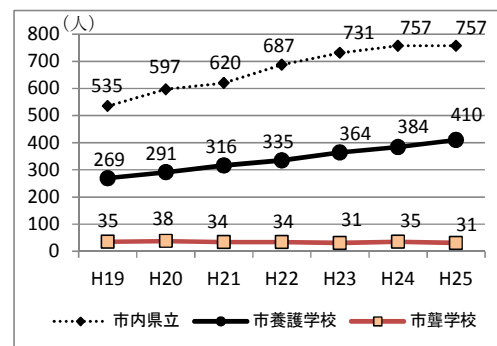
本市の知的障害を主とした市立特別支援学校3校（分校含む）の在籍児童生徒数は、平成19年度以降増加傾向にあり、神奈川県や国全体でも同様の傾向が見られます。本市では、施設の狭あい化や障害の多様化、重複化、卒業後の進路等が課題となってきました。そのため、再編整備や分教室設置、医療的ケア支援の充実などに取り組んできました。今後は、特別支援学校を希望する児童生徒の受入枠のさらなる拡充や社会的自立の促進を目指した取組の充実を図る一方で、社会の障害に対する理解・啓発などを進めていく必要があります。

市立小・中学校のすべての学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加傾向となっており、障害も重度化、多様化しています。指導の専門性や学級経営力を高め、様々な教育的ニーズに対応する必要があります。

一方、通常の学級においては、在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する校内支援体制の整備に取り組み、全校において特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会を設置するとともに、学校の状況に応じて特別支援教育サポーターの配置を行ってきました。特別支援教育サポーターの質の向上や適正配置を進めるとともに、コーディネーターの機能拡充を図っていく必要があります。また、高等学校に在籍する発達障害のある生徒については、校内支援体制の充実に加え、就労支援の在り方も課題となっており、関係機関との連携を進めていく必要があります。

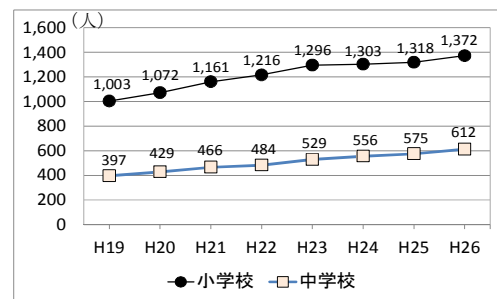
いじめについては、その態様が年々変容し、潜在化、巧妙化等が進んで見えにくくなるほか、パソコンやスマートフォンの普及に伴う新たな問題も生じています。本市の状況として、いじめの認知件数は中学校ではほぼ横ばい、小学校では増加傾向が見られますが、一方、いじめの解消率は小・中学校ともに平成24年度は約90%となっています。全国的にいじめ問題が深刻化する中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されました。それを受け、本市でも平成26年5月に「川崎市いじめ防止対策基

■市内特別支援学校の児童生徒数の推移



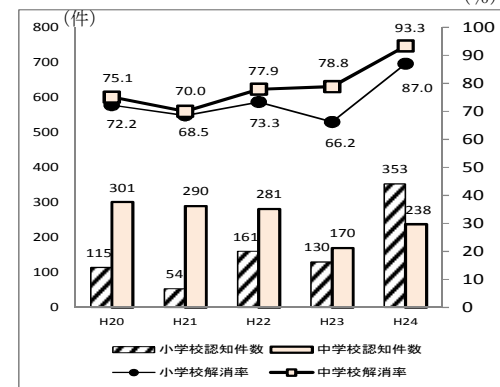
資料：川崎市教育委員会調べ

■特別支援学級在籍者数の推移



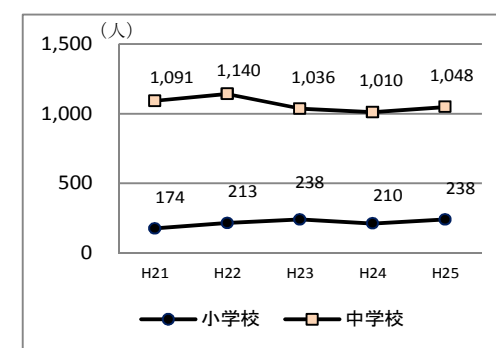
資料：学校基本調査

■いじめ認知件数及び解消率 (%)



資料：市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果

■不登校児童生徒数



資料：学校基本調査

本方針」を策定しました。今後も、いじめ防止への意識を高く保っていくことが必要です。

その他、不登校児童生徒の出現率がほぼ横ばいで推移していること、小・中学校の就学援助の認定者数及び認定率が増加傾向にあることなど、多様な教育的ニーズが現れています。このような課題に対応するため、本市では現在、小学校における児童支援コーディネーター専任化を進めており、従来の特別支援教育コーディネーターの機能に加え、いじめの早期発見・早期対応など様々な教育的ニーズに適切に対応できる校内体制づくりを進めています。今後も引き続き、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を総合的に推進していくことが必要となっています。

■政策目標

すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育（支援教育）を学校教育全体で推進します。

【成果指標】 ※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①支援の必要な児童の課題改善率

現状値 H26 81%

②いじめの認知率・解消率

現状値 (認知率) H24 小学校 0.50% 中学校 0.84%

現状値 (解消率) H24 小学校 87.0% 中学校 93.3%

③不登校出現率

現状値 H25 小学校 0.34% 中学校 3.65%

■取組内容(施策)

1 支援教育の推進

小学校における包括的な児童支援体制を構築するための児童支援コーディネーターの専任化や特別支援教育の推進、「川崎市いじめ防止基本方針」に基づく取組など、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに対応した支援を推進していきます。

基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する

安心していきいきと活動できる環境は、子どもたちの成長を支える基盤となります。子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう計画的に学校施設の改修や予防保全、防災機能の強化などを行い、良好な教育環境づくりを進めます。

また、自らの安全を守るための能力を身に付ける安全教育を推進するなど学校等における児童生徒の安全を確保します。

■現状と課題

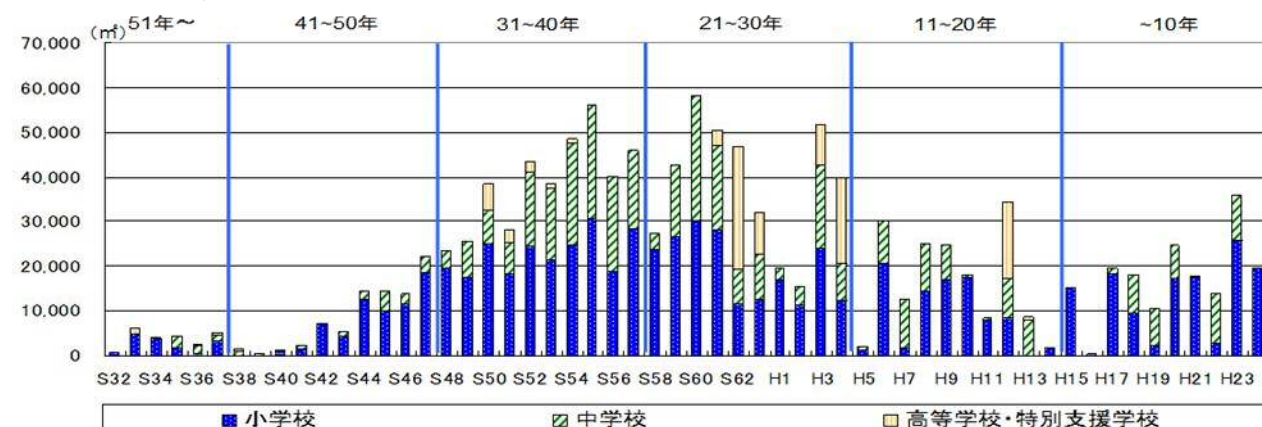
本市の学校施設は、建築年次別学校状況に示すとおり、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に整備された建物が大半を占め、全体のおよそ7割が築年数20年以上を経過し、老朽化対策が課題となっています。また、多様化する学習内容や授業形態への対応のほか、トイレの快適化、施設のバリアフリー化、地域との連携等、新たな社会的要請への対応が求められています。こうした状況を受け、平成26年3月に策定した「学校施設長期保全計画」では、より多くの施設における早期の改善を目標に、これまでの改築を中心とした手法に替えて、大規模な改修によって施設の長寿命化を図ることとし、教育環境の改善と財政支出の縮減を同時に進める計画となっています。

また、学校施設は、子どもたちの学習の場だけでなく、地域の避難所や活動拠点としての役割を担っていることから、防災機能の向上についても、今日その重要性が増しており、校舎及び体育館の耐震性の確保に続き、今後は非構造部材の耐震化や避難所機能の強化に向け、計画的に取り組む必要があります。

本市では、大規模な住宅建設等に伴い、依然として児童生徒の増加傾向が続いており、こうした状況に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められています。

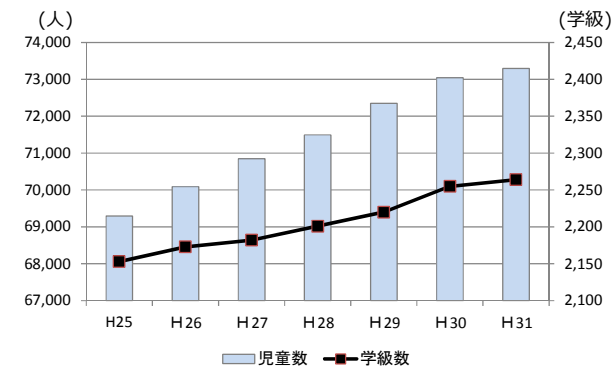
東日本大震災の経験を踏まえ、「自分の命は自分で守る」力を育成するための防災教育の推進が必要とされています。また大規模な住宅開発等で通学路の状況も変化しています。子どもの通学から帰宅まで、防犯、交通、災害の面での安全を確保するため、地域と連携した取組が求められています。

■建築年次別学校状況

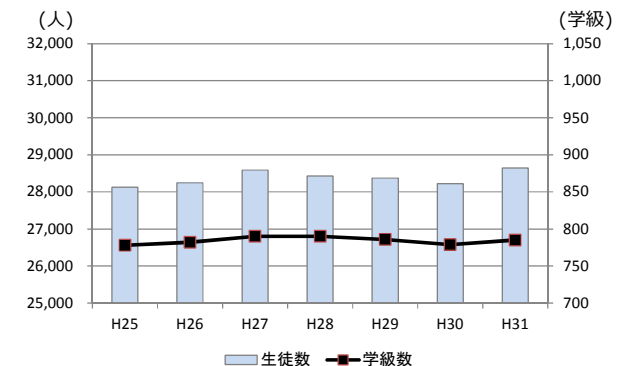


資料：川崎市教育委員会調べ

■小学校児童数・学級数長期推計



■中学校生徒数・学級数長期推計



資料：川崎市教育委員会調べ（平成25年10月現在）

※住民基本台帳等で実数を把握できる普通学級の児童生徒を対象としています

■政策目標

「学校施設長期保全計画」に基づく取組を計画的に進めること等により、施設の長寿命化、教育環境の質的向上等を図り、安全・安心で快適な教育環境の整備を推進します。

【成果指標】※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①学校のトイレ快適化整備校数の割合

現状値 H26 59.9%

②学校のエレベータ設置校数の割合

現状値 H26 60.3%

■取組内容(施策)

1 学校安全の推進

スクールガード・リーダー、地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、防災教育研究推進校を指定する等、教育実践を通して、子どもたちの防災意識を高めます。

2 安全安心で快適な教育環境の整備

「学校施設長期保全計画」に基づき、老朽化対策、質的向上、環境対策等を改修による再生整備と予防保全を実施し、長寿命化を推進します。また、学校施設利用者のニーズの高いトイレの快適化やエレベータ設置によるバリアフリー化を図ります。天井等の非構造部材の耐震化等、避難所機能強化に向けた取組を関係局と連携の上、推進します。

3 児童生徒増加への対応

住宅開発・人口動態を捉えた推計を算出し、児童生徒増加地域では、通学区域の変更や一時的余裕教室等の普通教室への転用、校舎の増築、小学校の新設等を計画的に行います。

基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する

学校が保護者、地域と連携しながら、特色ある学校づくりを進めるとともに、学校が自主的、自立的に学校運営を行い、自ら課題を解決する力を高められるよう、学校を支援していきます。また、子どもの成長に大きな役割を担う教職員一人ひとりが自己の能力や資質を高められるよう、人材育成等の取組を推進します。

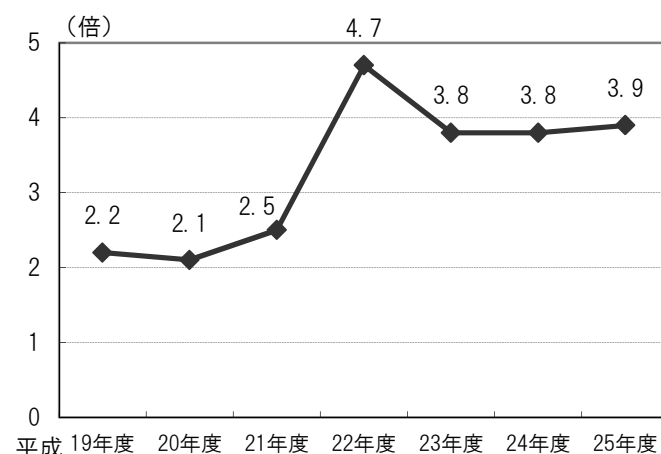
■現状と課題

保護者や地域の方々の意見、子どもの学習状況や生活状況などの多様化により、各学校は創意工夫を凝らして、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。そのためには、学校の運営に多くの地域住民が参画することが重要であり、これまで本市では、子どもや保護者、地域住民、教職員からなる学校教育推進会議をすべての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後もこうした取組をさらに充実させていくことが必要です。

教育に関する新たな課題が顕在化、また課題そのものが複雑化してきているため、その課題解決を図るために、各区の実態や状況に応じて、区役所子ども支援室に配置している各区・教育担当を中心にきめ細やかな学校支援を継続する必要があります。また、教職員が授業研究を行う時間や児童生徒に向き合う時間を確保するため、業務の効率化等に取り組む必要があります。

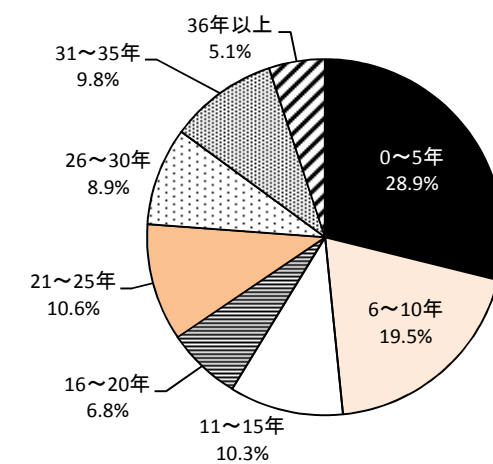
教職員の大量退職等により、この10年間の新規採用者の累計数は2,800人余りに上り、総教員数のほぼ半数となっています。このような状況に伴い、経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成が課題となっており、学校全体の教育力の向上を目指して、教職員のライフステージに応じた研修の充実にも努めるとともに、ミドルリーダーとして学校の中核を担う中堅職員を育成するなど、学校の組織力を強化していく必要があります。

■教職員採用試験の倍率（小学校）



資料：川崎市教育委員会調べ

■在職年数別教員数（総数5,627人）



資料：川崎市教育委員会調べ

平成29年度から県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定及び学級編制基準の決定の権限が道府県から政令市に移譲されることとなっています。財源等の制約があるものの政令市自らが加配定数の数や内容を判断できるようになる等、学校の実情に即した教職員配置が可能となります。そのため、円滑な移譲に向けた準備を進めるとともに、移譲後の学校運営体制のあり方について検討を進める必要があります。

■政策目標

学校が保護者、地域と連携しながら、地域の教育資源や人材を活用し、子どもや保護者、地域の実態に応じた創意工夫ある教育活動を進め、特色ある学校づくりを推進します。

ライフステージに応じた研修や教育実践等を通じて教職員一人ひとりの資質能力を高めるとともに、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めます。

【成果指標】※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①学校関係者評価の実施校数

現状値 H25 176校

②センター研修受講者の研修の満足度

現状値 H25 98.1%

■取組内容(施策)

1 学校運営の自主性、自立性の向上

各学校が保護者や地域の方々の理解と参画を得ながら、創意工夫に基づく特色ある教育活動に取り組めるよう、学校評価制度や学校運営協議会制度、夢教育21事業等の活用を推進を図ります。

学校が抱えるさまざまな課題を地域社会との連携を強化して解決していくために、区における教育支援を充実します。

2 教職員の資質の向上

採用に関する広報活動の充実を図り、試験方法等を改善し、人間的魅力を備え、創意と活力に溢れた人材を確保します。教職員が研修・研究に取り組む時間の確保に努めるとともに、ライフステージ研修、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、資質・指導力の向上を図ります。

県費負担教職員の給与負担・定数決定等の権限移譲について、円滑な移行に向けた準備と移譲後の本市が目指す学校教育の取組の実現に向けた検討を進めます。

基本政策VI 家庭・地域の教育力を高める

いじめや不登校、青少年による犯罪など子どもを取り巻く問題、家庭における過干渉や虐待などの子育ての問題などの背景として、少子化や核家族化、都市化、地域における地縁的なつながりの希薄化などが指摘され、地域や家庭における「教育力」の向上が課題となっています。さらには、こうした問題が、子ども達の学力や体力、自尊感情やコミュニケーション能力の低下、若者の引きこもり等の課題にも影響しているとも言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。

子どもから大人まで様々な地域住民の交流や、学校・家庭・地域の連携の推進、社会教育による支援の中で、各家庭における教育が豊かに行われ、子どもたちが地域の多くの大人と関わりながら安心して生きる力を培っていくことができるような環境の醸成に取り組んでいきます。

■現状と課題

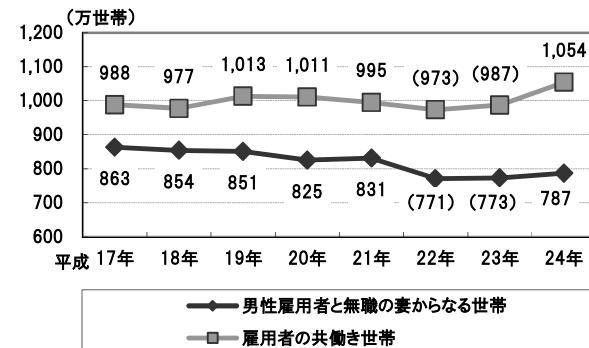
核家族化の定着や、家庭環境の多様化、地域社会の変化により、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えています。家庭教育について地域全体で考え、支え合っていく基盤づくりが必要となっています。

市民館やPTA等が開催している家庭教育を支援するさまざまな取組に参加できない家庭や、時間的・生活的な余裕がなく、家庭教育を充分に行うことができない家庭もあり、生活習慣の乱れや自立心の形成に課題を抱える子どもの増加など、子どもの育ちや学校教育等への影響も指摘されています。

仕事を持つ父親や母親へのアプローチ方法や、より困難を抱えた家庭への支援について、様々な主体と連携し新たな方策を講じていく必要があります。

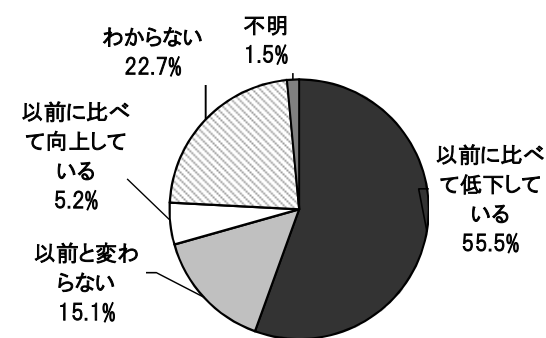
また、本市では、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、51中学校区と7行政区に地域教育会議が設置され、地域住民の主体的な参加と運営により、子どもを含めて、教育について地域全体で考え合うための意識づくりが進められていますが、地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題もあることから、今後、地域

■共働き等世帯数の推移(全国)



(※1) 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯
 (※2) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦とも非農林業雇用者の世帯
 (※3) 平成22年および平成23年の（ ）内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

■「地域の教育力」は自身の子どもの時代と比べてどのような状態にあると思われるか



資料：文部科学省「地域の教育力に関する実態調査」(平成17年度)

教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていく必要があります。

平成26年度からスタートした「地域の寺子屋事業」は、地域全体で学校教育や子どもの育ちを支える環境を醸成していくことを目的としていますが、本事業を推進することによって、地域教育会議や地域で活動している様々な団体のこれまでの取組に活かし、地域の教育力の向上を図ることが求められています。

■政策目標

各家庭における教育や、地域による子どもの育ちを支える基盤づくりに向けた取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子ども達の教育や学習をサポートする仕組みづくりを進め、子どもが地域に支えられながら夢や希望を持って豊かに育つことができる環境づくりに取り組んでいきます。

【成果指標】 ※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①家庭・地域教育学級、PTA 等家庭教育学級の受講者数

現状値 H25 16,543人

②地域の寺子屋事業における登録児童数

現状値 H26 (算出中)

■取組内容(施策)

1 家庭教育支援の充実

これまで各種家庭教育事業を受講できなかった家庭へのアプローチや、様々な主体と連携した家庭教育推進事業に取り組み、家庭の教育力の拡大を図っていきます。

2 地域における教育活動の推進

地域教育会議の活性化や、地域の寺子屋事業の推進など、地域の多様な人材や資源を活かして、地域の教育力向上を図る仕組みづくりを進めていきます。

基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり

活力ある豊かな地域をつくるために、市民同士や、団体同士をつなげ、「知縁」による新たな絆、コミュニティを創造していくとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みを構築していく必要があります。市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を活かして主体的に活動することができるように、社会教育振興事業の推進や生涯学習環境の整備などに取り組みます。

■現状と課題

グローバル化や少子高齢・人口減少社会の進行など、社会の様々な変化に対応していくためには、市民が自ら学習課題を見つけ、自主的にあるいは様々な機会を通して学び、地域の中での活動や生活を向上させていく「学ぶ力」を育成していくことが求められます。

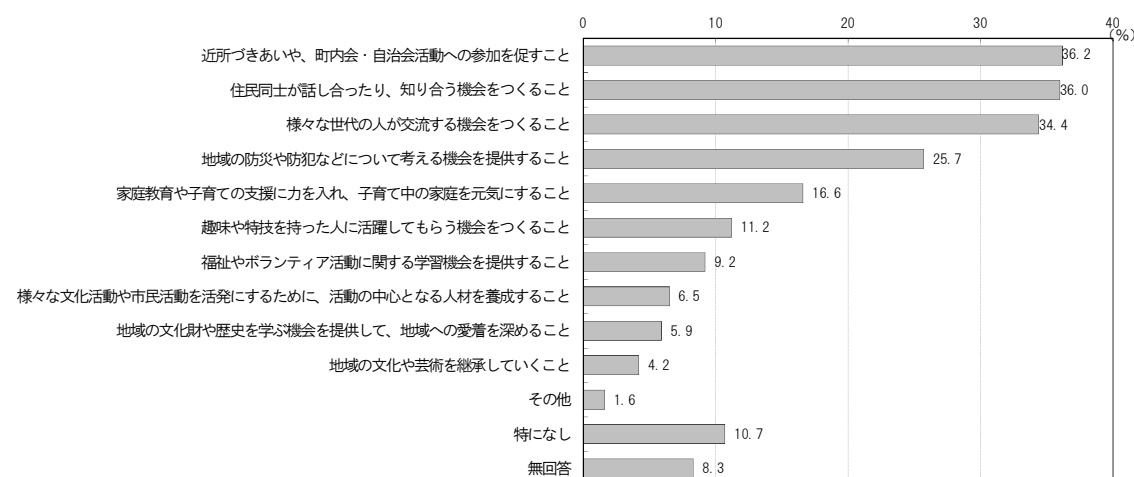
さらに、地域社会において人と人の関係が希薄化していることが指摘されている現状においては、相互に理解し、協力して共に地域社会で生きていくための「つながる力」も必要であり、社会教育を通して、市民の出会いと学びを支援し、「知縁」による新しい「絆」づくりを促進していくことが重要です。

そして、地域の課題や市民の生活課題が多様化し、行政だけでそのニーズに応えるには限界がある中で、市民と行政が協働して、あるいは市民自らの主体的な課題解決に向けた活動を促進するためには、各個人が学び、つながった成果を活かして積極的に社会へ参画し、地域課題を解決していくことができるような、持続可能な社会の構築に向けた「市民力」を形成するための政策づくりが求められます。

そのためには、まず、より参加しやすい生涯学習の場を提供することや、インターネット等による分かりやすい生涯学習情報の提供、SNSなど若い世代に向けた新たな情報発信方法の検討などを進め、より多くの市民を、学びと活動の循環へ取り込んでいくことが必要となります。

その上で、市民の学びを活動へつなげるために、市民館を中心に地域の大学や企業、NPOなど様々な主体との連携を強めて「ネットワーク型行政」を推進するとともに、市民活動の育成や活動の場の提供を区行政と一体で行い、各区の特色を活かしながら、市民の「学ぶ力」「つながる力」「市民力」を育成し、様々な社会教育事業を推進していく必要があります。

■あなたは、地域の絆づくりのために、どのようなことが特に必要だと思いますか



資料：平成25年度市民アンケート調査

さらに、地域の中で自ら生涯学習をコーディネートし、社会教育を担っていくことができるような人材を育成し、地域の豊かな「社会関係資本」(ソーシャルキャピタル)の構築を進める必要があります。

これらの取組と並行し生涯学習の拠点づくりとして、生涯学習環境の整備を進めていく必要があります。具体的には、教育文化会館の再整備や、社会教育施設の老朽化へ対応するため、予防保全による施設長寿命化を推進するとともに、生涯学習、スポーツ、市民活動の場としての学校施設の有効活用の促進などが求められています。併せて、市民の学習活動を支える社会教育施設の職員の専門性や資質の向上が求められます。

さらに図書館においては、市民の仕事や日常生活、地域の課題解決のための取組を進めていく必要があります。広範な市民の読書要求に応える資料の整備や、地域や市民の課題解決を支援する機能を充実させるとともに、インターネットやICTを活用したサービスの展開、関係機関や学校図書館と市立図書館の連携などを通じて、地域における読書活動のさらなる支援を推進する必要があります。

■政策目標

自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かすために必要な市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培います。

社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会いを促進し、知縁に基づく新たな「絆」「つながり」づくりを支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成していきます。

社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ります。

【成果指標】※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数

現状値 H25 10.2万人

②学校施設有効活用の利用者数

現状値 H25 251万人

■取組内容(施策)

1 自ら学び、活動するための支援の充実

市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業の展開により、知縁による新たな絆、コミュニティを創造するとともに、市民自治の実現を担う人材を育成していきます。

2 生涯学習環境の整備

市民の主体的な学びを支援するため、学校施設の有効活用を促進するとともに、社会教育施設の長寿命化を推進し、生涯学習環境の充実を図っていきます。

広範な図書館資料や、レファレンスの充実、各種図書館事業の推進、関係機関や学校及び学校図書館との連携の促進など、市民の読書活動や課題解決に資する図書館運営をめざします。

基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり

本市には、市内初の国史跡の指定を目指している橘樹官衙遺跡群（橘樹郡衙跡・影向寺遺跡）をはじめ、多くの文化財が存在しています。「川崎市文化財保護活用計画」の基本理念である「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を踏まえた文化財保護・活用により、市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財に対する市民意識を高め、文化財を活かした魅力あるまちづくりを目指します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の特性・専門性を活かした博物館活動の充実、生田緑地の横断的管理体制の整備、施設間連携等により、各施設の魅力向上に向けた事業の企画・実施を図り、本市の魅力として広く発信します。

■現状と課題

市内の指定・登録文化財の総数は平成25年度末で158件となっています。今後も計画的な指定・登録を行うとともに、未指定・未登録の文化財についても保存・活用を図るため、新たな文化財保護制度の構築を図る必要があります。

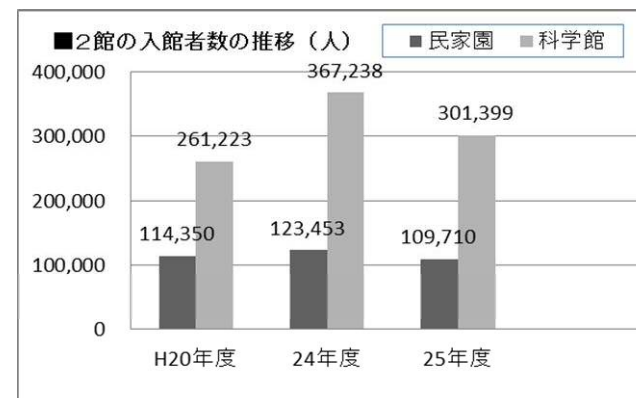
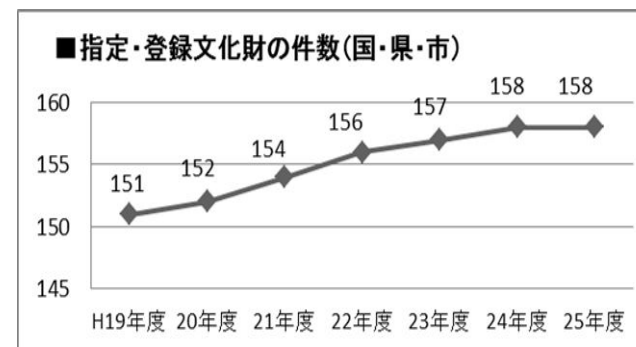
橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に向けた取組を進めるとともに、指定後は保存管理計画、史跡整備計画を策定し、活用を図る必要があります。

文化財所有者への支援、ボランティア育成・人材確保のほか、市民が地域の文化財に親しむ機会の確保が課題となっており、市民、専門家等多様な担い手による文化財保護・活用体制の構築、人材育成の環境づくりを行い、文化財を市民共通の財産として次世代へ伝える取組を推進する必要があります。

「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」では、特性・専門性を活かした展示、調査研究、学校と連携した教育普及活動等、博物館活動の充実を図るとともに、生田緑地の横断的運営体制の整備、施設間連携により、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでいます。

今後も体験学習等における指導者の育成を図るとともに、日本民家園の古民家補修、耐震補強等、計画的に施設設備改修を行う必要があります。

生田緑地内の施設間連携や日本民家園の開園50周年を契機に、博物館施設の魅力をさらに発揮できるよう、地域や関係機関との共同事業や共通テーマによる事業を企画・実施するなかで、市民参加の促進及び関係者間でのネットワーク構築を推進する必要があります。東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、海外からの観光客にも対応した広報、利便性向上を図り、本市の魅力を発信する必要があります。



■政策目標

平成26年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組み、文化財の保護・活用を推進します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

【成果指標】 ※目標値は、施策の実施計画に合わせて設定します

①市内の指定・登録文化財件数

現状値 H25 158件

②日本民家園、かわさき宙と緑の科学館入館者数

現状値 (民家園) H25 109,710人

現状値 (科学館) H25 301,399人

③来館者アンケート満足度「良かった・満足した」と回答した来館者の割合

現状値 (民家園) H25 96%

現状値 (科学館) H25 85%

■取組内容(施策)

1 文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むとともに、市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。

橘樹官衙遺跡群の国史跡指定を目指し、指定後に保存管理計画、史跡整備計画を策定します。

2 博物館の魅力向上

各施設の特性・専門性を生かした博物館活動を推進するとともに、生田緑地の横断的運営体制の整備、施設間連携により、各施設の魅力向上を図ります。

日本民家園では、古民家の生活文化に関する事業の展開を推進するとともに、古民家の補修等を計画的に行います。また、開園50周年記念事業を通じて、生田緑地の魅力向上、地域活性化に努めます。かわさき宙と緑の科学館では、様々な体験学習事業の実施にあたり、市民参加促進の取組を進めます。

4 策定スケジュール

- 平成26年3月に策定・公表した「次期プラン策定に向けた考え方」に基づき、「川崎市教育改革推進協議会」等の御意見を踏まえながら、検討を進めています。
- 検討の結果を本年12月に「かわさき教育プラン素案」としてまとめ、1月にパブリックコメント手続を実施する予定です。
- 素案策定前、策定後を通じて、多様な意見聴取の機会をつくり、プラン検討の参考にしていきます。
- 意見聴取は、「パブリックコメント手続」「かわさき教育フォーラム」など、広く市民の声を聴き取る手法のほか、教育の中心的な担い手である「教職員」「保護者」「地域で教育に携わる方々」から直接意見を聴く機会を多く設けていきます。

	平成25年度	平成26年度												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
市議会	総務委員会報告					総務委員会報告				総務委員会報告			総務委員会報告	
教育委員会	報告・審議		報告			報告		報告	報告	素案決定			プラン決定	
教育改革推進協議会	○協議会 4回 ○専門部会 教育行政 1回 学校教育 2回 社会教育 2回		協議会				専門部会	協議会	協議会				協議会	
教職員、保護者、地域の方々等からの意見聴取	市民アンケート(生涯学習)(H25.7)	市民意見随時募集												
		教職員		市長・教育委員学校訪問	スクールミーティング	研修の場での意見交換	教職員意見交換	スクールミーティング	教職員意見交換	「21研」連携意見交換会	かわさき教育フォーラム	教職員・PTAとの意見交換		
		保護者			広報誌による意見募集		PTAとの意見交換			広報誌による意見募集		パブリックコメント		
		地域			社会教育委員会会議							出張説明会		
		地域教育会議との意見交換												
教育プラン策定プロセス	次期プラン策定に向けた考え方(H26.3)	検討				検討状況のまとめ	検討				素案策定	パブコメ	検討	プラン策定